

[事案 2023-296] 契約内容遡及変更請求

・令和6年7月10日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約時に遡って契約内容を変更することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年5月に代理店を通じて契約した利率変動型一時払終身保険（契約者・被保険者は申立人。契約①）と積立利率変動型一時払終身保険（契約者・死亡保険金受取人は申立人、被保険者は次女。契約②）について、以下等の理由により、契約①を契約時に遡及して契約②と同じ商品にしてほしい。また、契約②を契約時に遡及して、被保険者を自分、死亡保険金受取人を次女としてほしい。

- (1) 契約②の商品を2件契約することをお願いしたが、募集人から、契約②には上限があり、あと1件しか契約できないと言われ、契約①と契約②を契約した。
- (2) 契約②の内容は、正しくは被保険者が自分、死亡保険金受取人が次女である。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が、申立人に対して、契約②の商品はあと1件しか契約することができないと説明した事実はない。
- (2) 契約②の被保険者を申立人の次女としていることは、申立人にも説明をしており、申立人の意思にもとづいて契約したものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約に至る経緯を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。